

12月17日（水）

平成 20 年 12 月 17 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (45 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 浜砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 50 番 坂元裕一 (同)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|--|
| 知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長
教育長
公安委員長
警察本部長
人事委員長
代表監査委員 | 東国原英夫
河野俊嗣
丸山文民
山下健次
宮本尊一
高柳憲一
高山幹男
後藤仁俊
山田康夫
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早
西野博之
大重都志春
渡辺義人
田代知代
相浦勇二
黒木奉武
城倉恒雄 |
|---|--|

事務局職員出席者

- | | |
|--|--|
| 事務局局長
事務局次長
総務課長
議事課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査 | 石野田幸蔵
弓削孝幸
田原新一章
富永博彦
桑山秀美
孫田英治
日高賢二
山中康二
隈元淳二 |
|--|--|

◎ 常任委員長及び普通会計決算特別
委員長審査結果報告

○坂口博美議長 ただいまの出席議員45名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第32号まで、第36号及び第37号並びに継続審査中の9月定例会提案の議案第11号から第14号までの各号議案、並びに請願第11号から第15号まで及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件及び新規請願1件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第6号については賛成多数により、また請願第6号については賛成少数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、10億2,800万円余の増額補

正となっております。補正予算に要する歳入財源につきましては、道路特定財源の暫定税率の失効期間における減収補てんとして、今回、臨時に交付された地方特例交付金5億8,800万円余、国庫支出金3億1,000万円余、県債1億1,400万円余等であります。この結果、補正後の一般会計の予算額は、5,662億5,200万円余となります。

次に、議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」についてであります。

この条例は、高千穂線沿線の自治体が不要な鉄道施設を撤去するための財源として、県と沿線自治体で積み立てる基金を設置するものであります。

このことについて、委員より、「不要な施設の撤去計画をいつまでに策定するのか」との質疑があり、当局より、「まずは、沿線自治体で施設の有効活用に努め、その結果、不要な施設については撤去計画を策定することとなる。具体的な内容については、遅くとも年度内に県と沿線自治体で協議会を設置し、その中で一緒に検討していく予定である」との答弁がありました。

これに関連して、多くの委員よりさまざまな意見が出され、主なものとして、「有効活用できる施設の把握や不要な施設の撤去費用の概算など、きちんとした見通しのもとに基金設置を進めるべきである」との意見や、「不要な施設の撤去計画がどの時点で定まるのか不透明であり、県が将来にわたって基金への支出を強いられることになりかねない」との意見がありました。

また、本条例案の採決に際して、委員より、「不要な施設の撤去計画及びその費用を明確にしないままに議案として提出されており、熟度

が不足していると言わざるを得ない」との意見もありました。

これらの意見を踏まえ、当委員会といたしましては、現段階で、鉄道施設の有効活用策並びに不要な鉄道施設の撤去計画及びその費用が明らかでなく、それに要する基金の積立額も不明であることから、将来の財政負担等に対して県民が不安を抱かないよう、条例の制定に当たっては、以下の点について努力することを強く要望するものであります。

一、県と沿線自治体が連携し、可能な限り鉄道施設の有効活用を図り、基金への新たな積み立てが最小限で済むよう努めること。

一、県と沿線自治体は、不要な鉄道施設の撤去計画をできる限り早期に定め、将来の撤去費用や基金への積立額及び積立期間を明確にするよう努めること。

一、県と沿線自治体は、鉄道施設の有効活用策及び不要な鉄道施設の撤去計画を策定する過程で、随時公表等を行い、民意が広く反映されるよう努めること。

次に、請願第4号「高鍋土木事務所存続に関する請願」及び請願第7号「串間土木事務所存続に関する請願」についてであります。

継続審査となっていたこの2つの請願につきましては、今回、全会一致で採択すべきものと決定したところでありますが、これに関連して委員より、「土木事務所の今後のあり方について、具体的な内容を審議する際には、現在、本県が取り組んでいる行財政改革の視点も踏まえつつ、今回採択となった請願の趣旨を尊重すべきである」との意見がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたした

いので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願4件の計11件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の議案1件、請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第5号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、産科医療補償制度の創設に伴い、分娩料の上限額を来年1月1日から現行の13万円から18万円に引き上げるものであります。同制度は、医療機関が民間保険に加入し、出産1件ごとに保険料3万円の負担により、分娩が原因で脳性麻痺になった場合、総額3,000万円の補償金が支払われるものです。制度開始に合わせ、国民健康保険や社会保険等で措置される出産育児一時金は同額増額される予定で、妊婦側の負担にはつながらないように配慮されています。

このことについて、委員より、「産科医療補償制度分の3万円に新たに上乘せされる2万円については、特に県民の理解を得られるよう十分な説明を行ってほしい。また、出産する側の負担も考慮し、総合的な少子化対策の中で支援策を検討していく必要がある」との要望があ

り、当局より、「県民の皆様への周知について、今後行っていく必要がある。上乘せ分については、ハイリスク分娩等を扱う周産期医療センターとしての役割を果たすために必要な環境整備等に要する費用負担であり、理解をいただきたい」との答弁がありました。

次に、妊婦健診についてであります。

県内の市町村が実施する妊婦健診の回数については、3回から5回、また公費負担額については、1万9,770円から4万5,810円と倍以上の格差があります。こうした状況は、主に市町村の財政状況によるものと考えられます。当委員会といたしましては、妊婦の方が安心して出産に臨めるような環境づくりのために、格差解消に向けた県の強力な指導を要望いたします。

次に、不適正な事務処理についてであります。

このことについて、特に南那珂農林振興局から県立日南病院への肩がわりについて、金額が1,244万円余と多額であったことから、年次別、月次別の消耗品・備品等の明細資料の検討を行うとともに、病院局に対して、平成19年度以降の再発防止策や消耗品・備品の購入状況について審査を行いました。

当委員会といたしましては、今回の不適正な事務処理に係る監査報告書について、県民が納得できる報告書とするためには、これらの明細資料を付表として添付し公表することが必要であったとの結論に達しました。

次に、さきの9月定例会において付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました議案第14号「平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」、報告いたします。

本決算につきましては、各病院ごとに現地の調査を行うなど慎重に審査を行ったところであ

ります。

以下、審査の概要について申し上げます。

県立病院事業は、平成18年4月に地方公営企業法の規定の全部を適用し、病院事業管理者の設置を初めとした新しい経営体制を導入し、同年8月には、平成22年度までの5年間で全病院の黒字化を目指す中期経営計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところであります。その計画の2年目としての平成19年度の収支状況は、総収益が269億9,500万円余、総費用が276億6,100万円余で、差し引き6億6,600万円余の純損失となり、前年度に比べ損失が10億4,500万円余の改善であり、中期経営計画の目標値と比較しても、7億4,500万円の赤字圧縮となりました。これは、費用については、患者数等の増などにより診療に使用する薬や材料費が増加したものの、収益については、入院基本料の高い7対1看護加算の通年取得及び心臓血管外科での手術等、報酬の高い診療がふえたことによる診療単価のアップ等による入院・外来収益がともに増加したことによるものであります。

当委員会といたしましては、平成19年度の県立病院事業については、中期経営計画を上回る収支改善がなされており、経営改善に向けた取り組みが着実に進んでいるところでありますが、医師の確保や医業未収金の回収と発生防止の取り組み等、依然として厳しい経営環境にあることから、中期経営計画が着実に実行されるよう、引き続き努力していただくことを要望いたします。

次に、「地域医療を担う公立病院の存続支援を求める意見書」についてであります。

7月29日、政府は、社会保障の機能強化のための緊急対策「5つの安心プラン」を取りまとめ、医師養成数を過去最大程度まで増員させる

ための具体的な方策や、救急・産科・小児科医療の確保のための医師への直接的な財政支援などを検討するとともに、今年度中に新しい医師養成のあり方を検討すると報告されましたが、国に対して、その着実な実現を図るとともに、公立病院支援のための行政需要を的確に地方交付税算定に反映すること等について特段の措置を講じられるよう、強く要望するものであります。

さらに、この意見書に関連して複数の委員より、「地域医療を担う公立病院への支援について県民の不公平感を払拭するためにも、2次医療を担う市町村立等の公立病院への財政支援について、県において検討すべきである」との要望がありました。

次に、「社会保障の拡充により保険者の育成・強化を行い国民皆保険制度の維持を求める意見書」についてであります。

人口増減・高齢化のほか、医療の高度化等の自然増による医療費の増加が喫緊の課題となる中、世界から称賛される我が国の国民皆保険制度は、それぞれの就労状況に合わせてつくり上げてきた現在の保険者機能を有しております。健保組合、船員保険、協会けんぽ、共済組合、国保組合、市町村国保などが、各保険者ともその加入者に合わせた独自性を発揮するとともに、相互に各保険者を支え合い、47年間にわたる日本の皆保険制度を守っています。

このようなことから、国に対して、国民が今後も安心した医療を受けられるよう、現行の保険者制度を堅持・強化していくこと等、特段の措置を講じられるよう強く要望するものであります。

次に、「障害者権利条約早期批准を求める意見書について」であります。

2001年12月、第56回国連総会において、「障害者の権利と尊厳の推進と保護に関する包括的かつ全面的な国際条約に関する決議」が採択されました。その後、8回に及ぶ国連障害者の権利条約特別委員会が開催され、2006年12月13日、我が国も署名した「障害者権利条約」が国際連合総会で可決されました。その後、世界の20カ国以上がこの条約を批准したことで、2008年5月3日に効力を持つことになりました。同条約は、障がいのある方すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるような社会環境を整えることなどが求められており、国際社会全体として、障がいのある方々に対する差別をなくすことによる真の平等社会の実現が期待される意義深いものであります。

このようなことから、国に対して、この条約の趣旨を尊重した国内法に関する必要な措置をできる限り速やかに行い、本条約を早期に批准するよう強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、これら3件の意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

次に、県立病院における医師確保についての要望活動であります。

近年の全国的な医師不足の中、県立延岡病院においては、消化器系内科、眼科及び精神科が休診を余儀なくされ、今後、さらなる医師の派遣中止が懸念されるなど、地域住民や多くの患者にとりまして非常に大きな不安となっております。また、県立日南病院の小児科においても、南那珂地区で唯一入院患者を受け入れる施設であることから、その存続を求めて署名活動が行われるなど、小児診療体制確保に向けた地域住民の活動も活発になっております。

当委員会といたしましては、休診中の診療科の早期再開、及び現在の診療科について引き続き診療体制が確保されるよう、宮崎大学に対して、医師の派遣について要望活動を行うことを決定したところであります。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第4号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、前回改正の平成9年より11年を経過し、地価も下落したことから、九州統一の単価として改定するものであります。これにより、来年度の占用料収入は約7,000万円の減収となる見込みであります。

次に、議案第9号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を、

取り扱いを希望する市町村へ移譲するため、所要の改正を行うものであります。このうち、県土整備部所管については、土地区画整理法及び都市計画法に係る事務が対象となっております。

次に、議案第23号から第28号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、いずれも第2期の指定管理に関するものですが、第2期の指定管理料について、委員より、公募の際の基準額との差が余りないものがある点について質疑があり、当局より、「第1期においては、県直営のときと比べた縮減であったが、今回の基準額については、第1期の指定管理料をもとに積算しているためである」との答弁がありました。

このことに関連して委員より、「第1期において、利用者の増や利便性の向上が図られている事例がたくさんあることから、今後は、利用者の増、満足度の向上に力点を置き、利用者からの声が施設運営等の改善につながっていくように指定管理者へ指導を行い、毎回の期間満了前の選定に際してもしっかりとチェックしていただきたい」との要望がありました。

また、当委員会といたしましては、指定管理者制度のあり方について、同じ指定管理者が3期目、4期目とずっと継続していくのがよいかどうかを含めた選定の評価方法の問題、指定期間の問題、老朽化していく施設を再投資するための負担や時期についての問題など、今後も継続的に検討を続けることを要望いたします。

次に、雇用対策本部の設置についてであります。

年内に設置するとのことであり、各部横断的に全庁を挙げて取り組まれることに対しては異論のないところですが、本会議の一般質問にお

いて、雇用問題については、たくさんの議員から質問があったにもかかわらず答弁では明らかにせず、その一般質問終了直後の取材において方針を明らかにしたことについて、委員より、「議会審議を軽んじるものであり、大いに疑問である」との意見がありました。

当委員会としては、方針を決めた時点において、機会を逃さず県議会へ報告することを強く求めるものであります。

次に、宮崎県中小企業融資制度「セーフティネット貸付」についてであります。

県当局より、宮崎県信用保証協会のセーフティネット保証の申し込み及び承諾状況等の報告がありましたが、委員より、「申し込みに対する承諾の割合について、かなりの高い割合で承諾しているけれども、まず金融機関の相談の中であきらめているケースが多いと聞いている。金融機関において、もっと相談に乗ってもらい、宮崎県信用保証協会への受け入れをさらにスムーズにしてほしい」との要望がありました。

次に、新規立地企業100社についてであります。

「新みやざき創造戦略工程表」によると、知事のトップセールスとして、重点企業への知事の訪問数は平成19年度から平成22年度まで毎年20社を目標としておりますが、平成19年度の実績は13社となっております。

このことについては、知事のマニフェストである新規立地企業100社にかかわることであり、新たな雇用を生み出す重要な課題であることから、今後、目標数値以上に企業誘致のトップセールスを頑張ってくださいよう、当委員会として要望するものであります。

次に、「道路整備財源の確保に関する意見

書」の提出についてであります。

国においては、本年5月に閣議決定した「道路特定財源等に関する基本方針」を受けて、道路特定財源の一般財源化の論議が進められており、地方道路整備臨時交付金にかわって、新たに1兆円規模の交付金を創設するとされています。その財源については、「これまで道路特定財源が充てられていた道路整備費等の見直しにより財源を捻出する」とされており、全国に比べ著しくおこなっている本県の道路整備がさらにおこなわれてしまうことが心配されます。

このようなことから、国に対して、おこなっている地方の道路整備が着実に進められるための財源を十分に確保することを求める意見書の提出を、全会一致で決定したところであります。

次に、「雇用確保に関する緊急決議」についてであります。

世界的な経済不況の中、国内においても、急激な経済情勢の悪化と雇用不安が広がっているところであります。そこで、当委員会として、県としてもあらゆる雇用対策が必要であることから、今回、決議案の提出を全会一致で決定したところであります。その案文は以下のとおりであります。

雇用確保に関する緊急決議

米国発の金融危機は、グローバル化した経済の中で、瞬く間に世界的な同時不況の様相となっており、今や100年に一度とまで言われている状況である。

このような中、11月25日現在の厚生労働省の調査によると、国内において約3万人、県内においても578人の大量の派遣労働者等の非正規労働者が来年3月までに雇い止めとなる状況となっている。

これは、県内においては、派遣労働者が多い

と思われる50社についてのみの数字であり、今回の調査結果に含まれていない中小企業やあるいはパート、臨時雇用などの雇用者を考慮すると、実態はさらに深刻な状況であることは明白である。

このほか新規学校卒業者の内定取り消しも、現在3名確認されており、社会人として新たなスタートに希望と夢を抱いていた学生やその家族にとって、計り知れない打撃と失望を与えるものである。

さらに、本年1月から11月末までの県内企業の倒産件数は97件、その従業者数は1,776人となっており、県内の雇用情勢は、昨年に引き続き危機的な状態となっている。

よって、県当局においては、このような非常に逼迫した雇用問題の実態把握に努め、労働者の雇用調整や内定取り消し、中小企業等の倒産などを防止し、一人でも多くの県民が救われるようあらゆる手だてや対策を講じるよう、強く訴えるものである。

以上、決議する。

この意見書と決議の取り扱いについて、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いた

します。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正は、環境森林部所管で、一般会計が4億3,600万円余の増額補正であり、その主な内容は、ことしの台風13号で発生した民有林の山地災害のうち、特に緊急性の高い3市町の3カ所について、早急に復旧を図るための緊急治山事業費の増などであります。これにより、補正後の一般会計予算額は241億3,900万円余となり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は、247億9,500万円余となります。

次に、議案第11号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、平成20年度広域農道整備事業西臼杵4期地区2工区のトンネル工事で、契約金額は17億6,700万円余であります。また、契約方法は一般競争入札で、農政水産部において初めて総合評価落札方式の標準型を採用したものであります。

このことについて、委員より、「総合評価落札方式の標準型では、評価値が最も高い者が落札者となるが、企業の高度な技術力に関する評価項目については、自社ではなく外注による技術提案であっても了とするのか」との質疑があり、当局より、「現在のところ、技術提案の作成の過程については、条件を付していない」と

の答弁がありました。

また、委員より、「企業の技術提案の項目については、自社の技術力と認識している企業があるのではないか。一方、外注を認めることにより、工事によっては、複数の企業が同一業者へ技術提案を発注し、結果的に談合につながる懸念はないのか」との意見がありました。

このことに対し当局からは、「総合評価落札方式の試行状況や今回の意見を踏まえ、入札公告の内容のあり方も含め、履行の確実性を担保するための技術提案の確認手法の構築等について、公共三部で検討を行っていききたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、総合評価落札方式については、現在、試行段階ではありますが、さまざまな点において、まだクリアすべき課題があることから、公平公正な制度となるよう、公共三部において十分、検討・検証を行うよう要望いたします。

次に、議案第20号から第22号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、環境森林部で所管している林業技術センター「森とのふれあい施設」を初め、「川南遊学の森」「ひなもり台県民ふれあいの森」及び「諸県県有林共に学ぶ森」の4つの施設について、平成21年度から3年間、指定管理者を指定するものであります。

このことについて、委員より、「どの施設も応募者が1者しかいないが、他の団体では取り組めない条件があるのか」との質疑があり、当局より、「特に厳しい資格要件があるわけではないが、収益性の面から手を挙げられない状況もあるのではないかと思われる。一方、審査においては60点以上となる必要があり、応募者からはサービス向上の提案がなされているなど、

一定のレベルは確保されている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「一部の項目において、十分ではない部分があると思われる。特に安全管理の面については、人命にかかわる事故につながるおそれもあることから、採点の結果を示し、どの項目がさらに努力を要するかなどについて、指定管理者へ十分指導していただきたい」との要望がありました。

次に、損害賠償額を定めたことについてであります。

これは、県が管理している自然公園内の青島公共駐車場において、平成19年4月に発生した側溝ふたによる切創事故について、損害賠償の額を定めたことから報告がなされたものであります。

このことについて、委員より、「後遺症が残るような重い事故であったようであるが、再発防止のために他部局と情報を共有しているのか」との質疑があり、当局より、行っていないとの答弁があったことから、「特に、今回のような側溝のふたによる事故は、他部局所管の施設等においても起こり得ることから、事故の原因等の情報を他部局と共有し、再発防止に努めていただきたい」との要望がありました。

また、他の委員より、「安全管理の徹底に努めるということであるが、具体的な対策が図られているか疑問である。例えば、県職員を活用し、通勤途中に確認できるものはふぐあいがいか点検するなど、事故を未然に防ぐための具体的な取り組みを行っていただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査とい

たしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔登壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員(拍手)〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の議案3件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第29号、第30号及び第31号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「指定管理者においては、専門的な知識・技術が必要である場合が多く、入札のような競争関係が起こりにくいが、経費削減等の競争性を持たせることについても、今後さらに検討する余地があるのではないか」との意見がありました。また、別の委員より、「公募の時点よりも、説明会における説明内容がより詳細になることは理解できるが、説明内容の程度に差を生じさせないよう、公募の段階から詳細な内容を公開するよう検討してほしい」との要望がありました。

次に、議案第37号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、人事委員会勧告等を踏まえ、副校長、主幹教諭などの新たな職の設置及び義務教

育等教員特別手当額などの教員給与の見直しによる所要の改正を行うものであります。

このことについて、委員より、「新たな制度を導入する際は、さまざまな問題が生じることが予想されるが、その対応については検討しているのか」との質疑があり、当局より、「新たな職の設置については、5年間で段階的に導入していく計画であるが、教育現場の意見も踏まえながら、宮崎県モデルと呼べるような柔軟な対応をしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、関係団体等との意見交換を十分にを行いながら、新たな職の設置について、適切かつ円滑に運用されるよう、適時検証を行っていくことを要望するものであります。

次に、宮崎県特別支援学校総合整備計画(案)についてであります。

当局より、高等部が未設置である4校について、高等部の設置を計画しているとの説明がありました。

このことについて、委員より、「4校同時に高等部を設置するのは困難であると考えるが、設置に向けての年次計画はどのようなのか」との質疑があり、当局より、「設置については、現在具体的に検討中であるが、財政状況、緊急性等を勘案しながら、今後検討を進めていきたい」との答弁がありました。

このことについて委員より、「設置を計画している各地域の現状を把握し、優先順位をつけた上で、実情に即した設置計画を進めてほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

当局より、「法律に規定されている点検評価

に関する第三者の知見の活用については、全庁的に行う宮崎県政策評価システムを利用し、同システムにおける学識経験者等から成る戦略評価委員会の意見聴取をもって行った」との説明がありました。

このことについて委員より、「教育委員会の点検評価に関する第三者の知見については、教育分野にたけた専門家を活用し、より専門的で客観的な評価を行うことについても検討してはどうか」との意見がありました。

次に、教師の意識についてであります。

このことについて委員より、「教師と学校事務職員については、教職員と称されることが多いが、教師が教職員と呼ばれることで、教師としての自覚が低下してきているのではないか。教師の職務は、いわゆる聖職とも言われ、その言動は、児童生徒に多大な影響を与えるものである。教育委員会においては、教師としての自覚をしっかりと持って教育に携わることを含め、教師が責任ある職務であるということを改めて指導していく必要があるのではないか」との意見がありました。

次に、犯罪被害者支援の状況についてであります。

このことについて、当局より説明があり、関連して委員より、「犯罪被害者の支援の取り組みについては、よくやってもらっている。あわせて、犯罪の発生を未然に防ぐことも重要であるので、今後も、日常の警察活動を充実させ、犯罪の未然防止（抑止）にも最大限努力してほしい」との要望がありました。これに対して当局より、「検挙だけでは犯罪は防げないという観点から、街頭犯罪等抑止対策を打ち出し、重点的に取り組んでいるところである。最近は、犯罪発生件数も減少してきており、抑止対策の

効果が出てきている」との答弁がありました。

次に、さきの9月定例会において付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました議案第11号「平成19年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」、議案第12号「平成19年度宮崎県工業用水道事業会計決算の認定について」及び議案第13号「平成19年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」、御報告をいたします。本決算につきましては、現地調査を行うなど慎重に審査を行ったところであります。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、電気事業についてであります。平成19年度の事業収益は49億9,300万円余、事業費用は45億2,000万円余で、当年度純利益は4億7,300万円余であります。供給電力量の目標達成率は、例年に比べて雨量が少なかったことや発電所の冠水被害等があったことなどから、71.2%となっており、電力料金収入の目標達成率も96.8%となっております。

次に、工業用水道事業についてであります。平成19年度の事業収益は3億8,100万円余、事業費用は2億9,800万円余で、当年度純利益は8,300万円余であります。なお、平成19年10月から平成20年2月までの5カ月間、日向市への暫定給水を行ったため、常時使用水量の目標達成率は136.4%となっております。

次に、地域振興事業についてであります。平成19年度の事業収益は2,800万円余、事業費用は2,200万円余で、当年度純利益は500万円余であります。一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設については、65歳以上の利用者が増加したことや、乗用カートの整備等、指定管理者の営業努力もあり、年間利用者数は昨年度と比べて200人ほど増加し、3万8,740人となっております。

審査の中で、委員より、「監査委員による審査意見では、今回改定した卸電力料金の引き下げに伴い、電力料収入は減少傾向になることが見込まれ、また今後、交渉を行うこととなる電力受給に関する基本契約についても、現行の基本契約に比べ不利な条件となることが予想されることであった。企業局としては、今後の経営状況についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「電力自由化により電力料金は引き下げられると予測されるが、今後は、起債残高も減少し、それに伴う支払利息や減価償却費等の費用も減少するので、さらなる事業の効率的な運営に努めていくことで、安定的な経営を維持できると考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、電気事業者を取り巻く環境が厳しくなる中において、具体的な数値目標を掲げて経営基盤の強化を図り、売電価格についても、安定的な経営が維持できるよう交渉に努めるとともに、冠水等の自然災害にも十分対応できる経営体制の確立についても取り組むよう要望するものであります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、普通会計決算特別委員会、星原透委員長。

○星原透議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当普通会計決算特別委員会に付託されました議案第10号「平成19年度決算の認定につ

いて」、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず、平成19年度決算の概要についてであります。

一般会計の決算額は、歳入5,564億2,616万円、歳出5,517億6,769万8,000円となっており、その差額の形式収支46億5,846万2,000円から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、24億8,375万3,000円となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など13の特別会計の決算状況は、総額で歳入が114億1,267万4,000円、歳出が78億7,360万4,000円で、差引残額は35億3,907万円となっております。

次に、審査の経過についてであります。

このたび審査を行った平成19年度普通会計決算案については、平成19年5月に明らかとなった不適正な事務処理に該当する事案が含まれておりました。

当局からは、「該当する部分は、公的支出内容として適正であるかどうかの検討を行った上で科目更正を行っており、決算そのものとしては適正なものとなっている」と説明がございましたが、該当部局を所管する商工建設分科会及び環境農林水産分科会においては、特に厳正かつ慎重に審査を行ったところであります。

その結果、商工建設分科会においては、「たとえ整合性のある決算となっているとしても、平成18年度決算不認定の原因となった不適正な事務処理と同様の行為が含まれている事実は重い」との理由で「不認定」、その他の4分科会では「認定」との結論に至りました。これらの主査報告を受けて、決算特別委員会として、平成19年度決算案について採決した結果、賛成者

はなく、全会一致で「認定しない」ことに決定いたしました。

続いて、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項として、当局におかれては、財政の健全性に留意しながら、社会資本整備のおくれた本県の現状を直視し、疲弊する地域経済への対策についても十分に配慮することを求めます。

また、不適正な事務処理が公表以前の平成19年度当初における部内のチェック体制が不十分であったことについては猛省を促すところであり、再発防止のための新たな物品調達システムが最大限の効果を発揮するよう、今後も十分な検証を行うことを求めます。

なお、決算審査における政策評価は、事業の成果等をチェックする重要な項目であるので、当局が政策を継続的に評価し、それを議会がチェックするためにも、主要施策の成果に関する報告書の作成や説明方法について検討することを要望します。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

一、新みやざき創造戦略評価委員会のあり方について、本県の重点施策の評価という重要な内容であるにもかかわらず、短時間で審査が行われ、しかも当局の自己評価に対して評価を行う方式であることから、評価機能が不十分である。今後、同様の評価を行う場合は、十分な審査時間を設け、しっかりとした評価を行うこと。

一、県税の収入未済額の縮減について、当局が平成19年度より取り組んでいる税務職員の併任人事交流制度等を推進するとともに、市町村

と共同で徴収方法を研究するなど、個人県民税を中心とした収入未済額の縮減に今後一層取り組むこと。

一、自主防災組織について、自主防災組織は、防災目的にとどまらず、地域の連携を強め、活力を与える原動力にもなり得ることから、組織率向上の取り組みを今後一層推進すること。

一、妊婦健診について、市町村へ妊娠の届け出をすることにより、一定回数を受診券が交付されること等について制度周知を徹底し、女性が安心して受診し、出産に臨めるような体制づくりに、市町村としっかり連携しながら十分な配慮をすること。

一、母子寡婦福祉資金について、より一層の償還促進の努力を行うとともに、厳しい経済環境における貸付金の効果的な活用についても積極的な取り組みを行うこと。

一、健康づくりの施策推進について、早期発見による医療費の伸びの適正化の観点から、生活習慣の改善に向けて県民意識の啓発を図るとともに、がん検診や各種健康診査の受診率向上に、より一層取り組むこと。

一、献血事業について、献血離れが著しい若年層を中心とした効果的な啓発活動を継続的に展開していくこと。

一、県立看護大学における学部卒業生の県内就職について、他の医療従事者養成機関との役割分担を明確にしながら、県内における地域医療ニーズに対応できるような運営や就職ガイダンス等による県内医療機関等への就職に向けた取り組みをさらに進めること。

一、林家所得の推移などを把握するとともに、事業の成果が最終的には林家所得の還元につながるよう努めること。

一、かんがい事業の本来の目的を果たすことができるよう、県営事業の進捗率向上に努めること。

一、万引き防止モデル店の指定について、万引き等が重大な犯罪にエスカレートしていくことも考えられるため、今後も万引き防止等の非行防止対策の推進に努めること。

一、女性によるふるさと家庭教育サポート推進事業について、家庭での子供への教育は非常に大切なことであるので、今後も家庭教育に対する支援の拡充に努めること。

一、全国スポーツ・レクリエーション祭開催準備事業について、本祭典の開催は、本県の観光と食をPRする絶好の機会でもあるので、今後も関係部局と一体となって準備を進めること。以上であります。

なお、各分科会の報告の取り扱いについては、会議録への登載を議長においてよろしくお願いいたします。

官製談合事件に伴って不認定となった平成17年度決算、不適正な事務処理の発覚によって不認定となった平成18年度決算に引き続き、3年連続で不認定との結論を出さざるを得なかったことは、普通会計決算特別委員会の委員長としてまことに遺憾であります。

県当局におかれては、不適正な事務処理の再発防止に向けて全力で取り組んでいるとのことですが、いまだに一部の部署において、公金の取り扱いについての認識が不十分であると思われる事例が監査で指摘をされております。

終わりに、3年連続で決算不認定というのは極めて異例であります。この不名誉を職員一人一人がいま一度深く受けとめ、襟を正して、県勢の発展に向けて職務に取り組んでいただくこ

とを強く要望いたしまして、普通会計決算特別委員長の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、常任委員長及び普通会計決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論につきましての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」に反対の立場で討論いたします。

この条例は、高千穂鉄道株式会社が所有していた施設のうち、延岡市、高千穂町及び日之影町の3市町が寄附を受けた資産の撤去に要する費用に充てるため、県が50%、延岡市25%、高千穂町15.5%、日之影町9.5%の拠出割合で基金を設立するものであります。

高千穂鉄道は、1935年、延岡一岡元間の開業から70年近くを経過し、県北・西臼杵地域の発展、経済振興に大きく寄与し、地域住民の交通手段のみならず、経済活動の動脈として重要な役割を果たしてきました。そのことを思えば、2005年の台風14号によるただ1回の被災を原因として、来年3月には高千穂鉄道株式会社の清算手続をすべて完了し、その廃止が現実のものになることに、これまでその存続を訴えてきた者として残念でなりません。

このたび上程されている条例は、その基金の積み立て、その負担割合については、沿線自治体と県において合意がなされているということ

ではありますが、以下の重要な2点が明示されておらず、県として十分な説明責任を果たしているとは言いがたく、反対をするものであります。

その1、不要となる施設の撤去費用が最終的に幾らになるのか。

その2、撤去のための施設整理期間をどの程度と見込まれるのか。以上の2点であります。

この2点を明示しないと、負担をする側の県民、沿線自治体住民にとっては、底なし沼に向かって財産をほうり投げるようなものであります。さらにまた、この2点は、当時、高千穂鉄道の存続か否かをめぐって大きく議論されたテーマの根幹に触れる部分でもありました。といいますのは、当時の高千穂鉄道の試算、これはジェイアールコンサルタンツ会社が試算したものであります。それによりますと、全面復旧に要する経費は約26億4,000万円が必要と報告されておりましたので、廃止によるその撤去費用がこの26億4,000万円を超えるようであれば、廃止せずに復旧したほうがよいのではないかという議論でありました。それがために我が会派社民党は、関係団体とともに、2005年12月21日、当時の安藤知事に、全面廃止する場合は、その撤去費用の総額を明らかにし、さらに存続または廃止した場合の財政的効率の対比を行い、その上で高千穂線存続の再検討をすべきではないかという旨の要望書を出しています。

私たちが同時に発表した高千穂線鉄道存廃に係るアピールを一部紹介しますと、高千穂鉄道によると、流失した第一・第二五ヶ瀬川橋梁の撤去費用だけで1億8,000万円かかると言われています。さらに私たちの試算では、駅舎の撤去、レール・まくら木撤去、道床除去、橋梁撤去、トンネルの埋め戻しなどが必要となり、例

えば150メートル以上の橋梁6本で6億円、50メートルから100メートルの橋梁27本で約13億5,000万円の費用がかかります。また、高千穂鉄道関係者の話によると、観光スポットとなっている高千穂鉄道、高さ105メートル、長さ352メートルの撤去費用だけでも約10億円にもなります。撤去にかかる経費は、20年前の国鉄時代には1キロメートル当たり平均して1億円が必要と言われておりました。高千穂一延岡間は50キロメートルであります。単純に計算しても50億円の経費が必要となります。しかも、急峻な山間部や川沿いという独特の地形であることから、重機の持ち込みや撤去した資材の搬出に困難をきわめることから、線路、駅舎などの撤去だけでも50億円を大幅に超えることは明かでありますという旨のアピールであります。

私たちの要望書は3年前の要望書であります。今もってなお、撤去費用が明示されないままに事が運ばれようとしていることに、果たして県は、負担する側の県民や沿線自治体住民に対して十分な説明責任を果たしているのだろうかという感を抱かざるを得ません。「有効利用を図りますから」と言うのもよし、「有効利用を図って経費を切り詰めますから」と言うのもよし。しかし、そうであっても、行政を執行する側の良心として、行政を預かるもののイロハとして、かかる経費の総額及びその期間ぐらいは最低明示して、その条例を議案として上程すべきではないでしょうか。

以上のことから、議案第6号「宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例」に反対をし、議員の皆様への御理解と御賛同をお願いするものであります。

続きまして、議案第10号「平成19年度決算の認定について」であります。

普通会計決算特別委員会の審査の結果は不認定ということですが、そのことはやむを得ないものと考えます。しかし、また一方、この預け金問題の背景にあったと思われる要因についても、指摘をしておかなければなりません。

一つは、これまで続いてきた予算システムの問題であります。県の事業は、国庫補助事業がその大半を占めているわけですが、特に公共事業には事務費が国からその事業費の約5%ついてきます。しかし、決定時期のおくれや令達のおくれから、その予算を十分に活用できない場合がある、国に返還すると、翌年から予算が減額されるというジレンマがある、このような予算システムにもメスを入れるべきかと考えます。

またもう一つは、例えば、福祉事務所や児童相談所では、これまでのやりくりではどうしても需用費などが不足し、雨漏りしても予算がなく修繕できない。そのために他の部署から予算の流用を受けるなど、預け金問題の一因がそこにあるとするなら、現場の予算要求に応じて、必要な予算措置をきっちりとすることも求められていると思います。

以上、職員の意識改革とあわせ、予算システムの改革、必要な予算措置の問題も指摘し、議案第10号「平成19年度決算の認定について」、[※]賛成、補強する立場で討論をいたしました。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○坂口博美議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員 [登壇] (拍手) 愛みやざきの西村でございます。子育て世代4人、愛みやざきを代表し、第5号議案に対しまして反対の討論を行います。

この第5号議案では、県立病院において、1

月1日より分娩料を従来の料金よりさらに5万円値上げしようとするものであります。そのうち3万円は、国の産科医療補償制度の創設によるものであります。その制度導入に際し、2万円分がいわゆる便乗値上げ的な対応に当たり、理解ができず、この部分の再考を求めめるものです。

まず、産科医療補償制度の導入は、産科医の現状を考え、産科医を守るためにも必要な制度であり、また脳性麻痺の新生児、その家族に対しても必要な制度だと考えております。しかし、今回の条例改正では、便乗値上げと言われても仕方がなく、むしろ産科医療補償制度に対する期待感よりも反発のほうが募ると考えられます。

本日の本会議可決後に効力を発揮したとしても、1月1日から増額されては、今妊娠中の妊婦、その家族においてはたまったものではありません。通常10カ月間の妊娠期間を考えると、余りにも短過ぎる告知期間であります。せめて10カ月先延ばしにしてもよろしいのではないのでしょうか。ちょうどタイミングよく厚生労働省が、去る12月12日、来年10月から出産一時金を増額する方向を発表いたしました。それからでも十分な値上げではないかと思えます。

県立病院は公営企業として健全な財政運営を求められるのは理解できます。しかし、安心して子供を産み育てるという国の少子化対策、そして、県としての子育て支援に逆行するのではないかと思えます。実際、適齢期にある夫婦が2人目、3人目の子供をつくれぬ理由として、経済的な理由によるものが非常に大きい。さらに県立病院は19年に、既に1万8,000円も値上げしております。本来ならば県は、このようなどきこそ他の産科医療機関に便乗値上げの抑

制を呼びかける立場であって、迎合すべきではないと考えております。知事と県民との約束であった子育て支援はどうなったのか、本県の子育て施策に対し、県民も熱い期待を寄せております。

議員各位にお願い申し上げます。既に委員会採択されてしまった議案ではありますが、新たな厚生労働省案が示されたこともあり、いま一度再考していただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。反対討論といたします。以上です。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。今定例議会に提案されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第4号、第5号及び第37号について、反対の立場から討論いたします。

議案第4号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

同議案は、前回改正より一定期間経過していることや地価の下落、国の改正に合わせるなどを理由に、電柱や電話柱の道路占用料の引き下げを行うというものですが、この引き下げで、来年度の占用料は約7,000万円の減収になることが見込まれています。今回、九州各県も同様な引き下げが図られるとされていますが、全国的には逆に引き上げを行う地域もあります。今回の改正理由に、国の改正による道路の占用料無料の物件に、国、公共団体等が設ける応急仮設住宅が新たに追加されたことが挙げられていますが、その点では国に準じることも必要かと思えます。しかし、これまで電力・電話会社等に適正に負担をしていただいて、財政的にも寄与していただいたわけで、今回の料金引き下げは納得しがたく、反対するものであります。

次に、議案第5号「宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

今回、分娩料を現行の13万円から18万円へ引き上げることが提案をされました。その理由の一つとして、分娩医療事故に関連する問題解決のための「産科医療補償制度」が創設されることに伴い、一分娩当たり3万円の掛金が新たに病院の費用として必要となり、その分を分娩料に上乗せするとしています。しかし、この制度の開始と同時に、公的保険の出産一時金が3万円増額されるため、妊婦の個人負担は全くなく、これまでと変わりません。

問題は、今回さらに2万円の上乗せが提案されており、新たな負担が生じることになる点です。現在、少子化対策、子育て支援が重要な課題とされている中、安心して子供を生み育てる体制こそ確立しなければならないのではないのでしょうか。その点から見れば、今回の分娩料の引き上げはすべきではないと思います。女性にとって、お産はまさに命がけです。ましてや今、若い世代が厳しい経済状況の中での生活を強いられていることも現実です。お産の費用は、本来、国の制度なりで公的に保障されてもしかるべきだと思います。病院経営が厳しい状況にあることは十分理解できますが、分娩料の引き上げをその解消の一部に充てることは、望ましいやり方ではないと思います。よって、今回の分娩料引き上げの2万円上乗せ分については見直し、その中止を強く求めるものです。

次に、議案第37号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

同条例改正における最大の問題は、公立学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を新たな職として設置し、配置するというもので、いわゆる管

理職をふやすという問題です。今後5年間程度で約500名からの管理職をふやす計画ですが、果たして新たな職設置が、その理由の一つとしている「子供と向き合う時間の確保」につながるのかは甚だ疑問です。一層、管理教育につながるのではないかと危惧されます。

現在、学校現場では、臨時講師がふえる中で、提案や集計などといったさまざまな公務の分担をする教員が足りず、その上に雑用が重なり、先生方は多忙をきわめています。今必要なのは、管理職をふやすのではなく、30人以下の学級を徹底し、正規の教員をふやして子供たちに行き届いた教育を行うことです。そのことが、子供たちが学ぶ喜びを実感しつつ、学力向上にもつながることではないでしょうか。よって、同条例改正に反対をするものです。

次に、請願についてです。

請願第5号の「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」は、前回に引き続いて継続審査に、第6号の「保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済を保険業法の適用除外へと求める請願」については、不採択と報告されましたが、いずれも長期にわたり審査に付されてきた請願です。

また、新規請願の第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」は、すべての会派が紹介議員となり提出された請願ですが、継続審査とされました。しかし、今回採択された請願第15号の「障害者権利条約早期批准を求める意見書」と照らしてみても、同権利条約の具体化がまさに請願第11号であり、その整合性に欠けることは問題です。

いずれの請願も、県民の暮らしにとって本当に切実な課題の請願です。議会は、こうした県民の切実な要望や思いをしっかりと酌み取り、

請願を採択して最大限県民を支えることが求められているのではないのでしょうか。各請願の速やかな採択を切に求めるものです。

以上、それぞれの理由を申し述べ、討論いたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 太田清海議員。

○太田清海議員 議事録修正をお願いいたします。原稿の読み飛ばしがありましたので、正確を期して訂正させていただきたいと思います。私の最後のところで、「平成19年度決算の認定について、賛成、補強する立場で」というふうに読み上げましたが、「平成19年度決算の認定についての普通会計決算特別委員会の報告について、賛成、補強する立場で討論をいたしました」という形に変えていただきたいと思います。

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第11号から第14号まで(9月定例会 上程)採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、9月定例会提案の議案第11号から第14号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり認定をされました。

◎ 議案第4号及び第37号採決

○坂口博美議長 次に、議案第4号及び第37号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第5号採決

○坂口博美議長 次に、議案第5号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第6号採決

○坂口博美議長 次に、議案第6号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第3号まで、第7号から第9号まで、第11号から第32号まで及び第36号採決

○坂口博美議長 次に、議案第1号から第3号まで、第7号から第9号まで、第11号から第32号まで及び第36号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可

決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第10号採決

○坂口博美議長 次に、議案第10号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は不認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり不認定とされました。

◎ 請願1件採決

○坂口博美議長 次に、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択と決定されました。

◎ 請願6件採決

○坂口博美議長 次に、請願第4号、第7号及び第12号から第15号までについて、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 産業活性化・雇用対策特別委員長

中間報告

○坂口博美議長 次に、産業活性化・雇用対策特別委員会から中間報告をしたいとの申し出がありますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

産業活性化・雇用対策特別委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 産業活性化・雇用対策特別委員会でございます。

当委員会では、本県産業の活性化及び雇用対策に関する所要の調査活動を行っております。本来ならば、特別委員会は、1年間の調査活動の結果について、2月定例県議会で、まとめて報告を行うことが通例であります。

しかしながら、世界規模の金融危機に伴う景気や雇用情勢の急速な悪化に早急に対処していかなければならないことや、本委員会の調査事項の項目が、当局の平成21年度の重点施策であります雇用・就業支援対策として推進されようとしていることから、委員会に東国原知事の出席を求め、緊急雇用対策や農商工連携による産業振興施策について強く要望いたしましたところ、一定の方向性が示されたことから、今回、中間報告として、その内容を御報告させていただくところであります。

まず、緊急雇用対策についてであります。

本県の経済は、公共事業予算の縮減や長引く景気の低迷により、産業や雇用を取り巻く環境がますます深刻化するなど、厳しい状況が続いています。

さらに、今回の100年に一度と言われる世界規模の金融危機は、我が国の経済はもとより、本県の経済や県民生活にも深刻な影響を与えており、今後、景気の低迷が長期化することが予測されています。

こうしたことから、当委員会では、本県の産業振興や雇用創出の取り組み、農商工連携への取り組みと推進体制のあり方について、東国原知事の考えをお伺いしました。知事からは、

「雇用に対する県民の不安が拡大している折、11月定例会本会議で景気や雇用に関する質問が多かったことも含め、12月22日に、私を本部長とする宮崎県経済・雇用緊急対策本部を設置することとした」との説明がありました。建設業等の倒産に収束が見られないことや、一部企業において雇用調整の動きが出ていることから、時勢に合わせ、緊急的な就業支援対策に取り組むことは大変評価できるものと考えます。

しかしながら、このことについて委員より、「県として具体的にどのような対策を行うのか」「失業者が年末年始に生活していけるのが一番重要な課題であり、例えば、県独自の失業対策が打てないのか」「県内の雇用調整の状況を早急に把握してほしい」など多くの意見や要望が出されました。

また、アルバイトにより生計を立てている学生にも影響が及ぶことから、例えば相談窓口を設置するなど、本県の将来を担う学生にも配慮した対策もあわせて必要であるとの意見も出されました。

県においては、県内企業における雇用情勢の

把握に努め、具体的な施策を積極的に実施するとともに、場合によっては、県独自の財政出動など即効性のある対策を打ち、県民が安心して生活できるよう、迅速かつ的確な緊急雇用対策を展開すべきであると強く要望します。

次に、農商工連携による産業振興施策についてであります。

県民が一番望んでいることは、継続的な雇用の維持や創出であり、緊急雇用対策を行いながらも、同時に県民が希望を持ち、安心して生活できるような、5年先、10年先の本県の将来像を見据えた産業振興施策を展開することが、大変重要であると考えます。そのためには、農林水産業を初めとする各産業の活性化が、ぜひとも必要であります。特に、本県独自のポテンシャルを生かすためにも、本県の基幹産業である農林水産業を生かした農商工連携の推進が、かぎを握ると考えます。

このようなことから、委員会では、知事に対し、農商工連携の推進が来年度の施策に十分反映されるよう要望するとともに、その農商工連携の取り組みを強力に推進するために、全庁的な推進体制を整備・強化するよう提言いたしました。知事からは、農商工連携の取り組みについては、「中・長期といわずにスピード感を持って迅速に実行していきたい。農商工連携に本腰を入れて取り組まないと、本県産業全体の崩壊につながる」など、当委員会と共通した認識が示されました。

また、庁内の推進体制について、知事は、「今後、副知事をトップとし、県民政策部、環境森林部、商工観光労働部、農政水産部の部長等で構成する農商工連携推進会議を立ち上げ、分野横断的な推進体制を強化したい」と、推進組織の設置を前向きに検討しており、その組織

での検討結果を、今後、県の戦略として位置づ
きたいとの考えが示されました。

当委員会としては、もし、今後こうした体制
のもとで、農商工連携が十分にできない場合、
知事の英断により、部の再編による体制強化も
視野に入れながら、農商工連携に全庁を挙げて
取り組んでいただくよう強く要望するものであ
ります。

未曾有の金融危機に加え、今日まで日本の経
済や社会の発展を支えてきた旧来の制度や枠組
みが、非常な速さで崩壊している中、これまで
公共事業に依存してきた本県の経済は、大変厳
しい状況が続いております。今、本県は、この
ような厳しい状況の中で、産業振興に向けて、
その方向性をしっかりと見定め、新たな枠組み
の再設定を行わなければならないという大きな
節目を迎えています。これまで行ってきた産業
振興策や雇用対策を再構築し、より強靱なもの
としていくことが必要であります。

そのためにも、緊急的な経済・雇用緊急対策
と、中長期的な農商工連携による産業振興施策
が、車の両輪として機能することにより、宮崎
県らしい産業と、宮崎県らしい雇用が振興・創
出され、ひいては県民生活の安定と向上が図ら
れることを切に願ひまして、当委員会の中間報
告といたします。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 産業活性化・雇用対策特別委
員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

平成20年12月17日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山裕次郎
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第2号

地方分権改革の推進を求める意見書

議員発議案第3号

緊急経済対策(生活対策)の早期実現を求
める意見書

議員発議案第4号

社会保障関係費の確保を求める意見書

議員発議案第5号

正規・非正規労働者と新卒者の雇用・就業
対策の強化を求める意見書

議員発議案第6号

食の安全確保を求める意見書

議員発議案第7号

教育の充実を求める意見書

議員発議案第8号

第5回九州各県議会議員研究交流大会への
議員の派遣

平成20年12月17日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 厚生常任委員長 権藤 梅義
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第9号

地域医療を担う公立病院の存続支援を求め
る意見書

議員発議案第10号

社会保障の拡充により保険者の育成・強化
を行い国民皆保険制度の維持を求める意見
書

議員発議案第11号

障害者権利条約早期批准を求める意見書

平成20年12月17日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 商工建設常任委員長 十屋 幸平
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第12号

道路整備財源の確保に関する意見書

議員発議案第13号

雇用確保に関する緊急決議

◎ 議員発議案第2号から第13号まで
追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第2号から第13号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項
及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員
会の付託を省略して直ちに審議することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しま
す。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第2号
「地方分権改革の推進を求める意見書」につい
て、反対の立場から討論いたします。

我が党は、基本的に、地方分権を推進するこ
とやそれに見合う財源移譲を求めることにつ
いて反対するものではありません。しかし、この
地方分権改革が真に、国民の暮らしにとって利
益につながるもの、国民のためのものでなく
てはなりません。

しかし、今月8日、政府の地方分権改革推進委
員会が第2次勧告を決定しましたが、国民生活
や住民福祉に重大な後退をもたらしかねない内
容となっています。

勧告は、国が住民の暮らし、福祉、教育の最
低基準を法律などで地方自治体に一定の活動を
義務づけたり、手続や基準を定めたりしている
「義務づけ、枠づけ」の大規模な見直しを提案
し、保育制度の最低基準の撤廃など4,076項目の
廃止を打ち出しています。

廃止するものの中に、保育所の子供の1人当
たりの面積など、児童福祉施設の最低基準の遵
守義務規定などが含まれ、保育についても、保
育に欠ける児童に対する市町村の保育の実施義
務も廃止の対象となるなど、子供の健やかな成
長と子育て、仕事の両立を支える保育制度まで
も、地方分権の名で解体してしまおうとするな
ど、到底、国民のための地方分権とは言いがた
い状況があらわれています。

また、今回の意見書案にも評価のある「国の出先機関の見直し」では、出先機関の統廃合などで約3万5,000人の公務員のリストラ計画が打ち出され、この出先機関改革を、麻生首相が言う「大胆な行政改革の後の消費税の引き上げ」の一里塚に据える意図もうかがえるもので、国民生活への影響は必至であると言わなければなりません。

また、この地方分権改革が道州制の導入の前提づくりとして準備されている点の問題も、指摘しなければなりません。道州制のねらいは、国の仕事を外交や軍事、司法、全国規模の開発事業などに限定する一方で、憲法に基づいて本来国が責任を負うべき国民の福祉と暮らしを守る仕事を地方自治体に押しつけることにあります。

地方分権に名をかりた国の責任投げ捨て、住民福祉の切り捨て路線をやめさせ、最低限の国の責任を果たさせることと同時に、国の責任に属する事務事業でも、それを地域の実情に応じて具体的に実施する際の柔軟な対応や、事業の財源交付に当たっての手續の大胆な簡素化など、基準を確保した上での地方自治体の裁量を大幅に広げ、あわせて効率化を図ることは当然のことと言えます。地方自治権の拡充は、国としての国民への責任を果たすことと相対立するものではありません。

今回の意見書案で、より一層、国主導の強力な分権改革の推進を求めている点では問題があり、賛同することはできません。いま一度、本来の国民のための地方分権とはどうあるべきかを見直す必要があるのではないのでしょうか。

以上申し述べまして、討論といたします。

〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第2号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第2号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第3号から第13号まで採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第3号から第13号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○坂口博美議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において

指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、議長において指名をいたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

後藤田幸也氏、堀典一氏、山本孫春氏、川崎浩康氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

安田天祥氏、熱田潮氏、甲斐カズ子氏、早川烈氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と定めることにし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎ 知事発言

○坂口博美議長 ここで、知事より発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 貴重なお時間をいただき、県議会を初め県民の皆様におわ

びを申し上げたいと存じます。

先ほどの採決におきまして、平成19年度の決算について不認定となりました。3年続けての決算不認定という、大変不名誉で恥ずべきことであり、県議会並びに県民の皆様に対し、まことに申しわけなく、心から深くおわびを申し上げます。

これまで、職員のコンプライアンスの徹底など、全庁を挙げて再発防止策に取り組んできたところではありますが、さらにその徹底を図り、二度と不適正な事務処理が起こることのないよう、職員一丸となって予算執行の一層の適正化に努め、県政に対する信頼の一日も早い回復に努めてまいりたいと考えております。

県議会を初め県民の皆様には、何とぞ御理解をいただき、引き続き県政運営に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます次第であります。以上です。〔降壇〕

◎ 閉 会

○坂口博美議長 これで、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、一言申し上げます。今議会に提案されました平成19年度普通会計決算案が不認定となりました。これは昨年5月に端を発しました「不適正な事務処理」に起因するものでありますが、この結果、決算案が3年連続して不認定という極めて異例で不名誉な事態となりました。これについては、県議会といたしましても、まことに残念かつ遺憾であると言わざるを得ません。

申すまでもなく、行政には最高の道徳が求められます。当局におかれましては、著しく毀損された本県の名誉と県行政への大きな不信に対して、郷土宮崎への誇りと信頼を回復するため

平成20年12月17日(水)

に、あらゆる努力を払われることを強く求める
ものであります。同時に、県民から負託をいた
だき、公平公正な県行政の確保の責を担って
おります私ども県議会といたしましても、これ
を重く受けとめ、今後の議会活動に引き続
き努力を尽くしてまいります。

さて、ことしも残すところいよいよあと2週
間となりました。当局並びに議員各位にお
かれましては、どうぞ一層御自愛の上、希
望ある年をそろって御健勝で迎えますよう
御祈念をいたします。

以上をもちまして、平成20年11月定例
県議会を閉会いたします。

午前11時47分閉会